

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 19 | 児童手当等の支給に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童手当等の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当等の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>①中学校修了前までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給 ②申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認 ③他市町村での受給状況等の確認 ④申請の認定・消滅等の処理</p> <p>厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認） ④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理 ⑥現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認） ⑦氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 ⑨未支払の児童手当等の請求の受理、事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑪官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑫公金受取口座の活用</p> |
| ③システムの名称 | 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー、中間サーバーコネクタ 電子申請システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条（第1、2、3、4、5、6、7号） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 第26、30、87、106の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条（第1号）、第44条（第1号） ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条（第1号リ） <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 第74、75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条（第1、2、3、4、5、6号） ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2（第1、2、3号） |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | こども未来部 子育て給付課 |

| | |
|-------------|---------|
| ②所属長の役職名 | 子育て給付課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| 請求先 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2230 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|---|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 | こども未来部 こども家庭課 | こども未来部 子育て給付課 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | こども家庭課長 | 子育て給付課長 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公関係 TEL046-225-2287 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市こども未来部 こども家庭課手当・医療係 TEL046-225-2230 | 厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2230 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 子育て給付課長 柏木 毅 | 子育て給付課長 柏木 浩 | 事後 | 人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年3月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 子育て給付課長 柏木 浩 | 子育て給付課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年3月28日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か 2 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年5月31日時点 | 平成31年2月1日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。 |
| 平成31年3月28日 | IV リスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------------------------|
| 令和2年6月15日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287 | 事後 | 係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、30.87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 74、75の項 | 番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、30.87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 74、75の項 | 事後 | 番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年1月6日 | IVリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | 委託しない | 特に力を入れている | 事後 | 自己点検に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年1月26日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当等の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①中学校修了前までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給 ②申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認 ③他市町村での受給状況等の確認 ④申請の認定・消滅等の処理 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認) ④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理 | 児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当等の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①中学校修了前までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給 ②申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認 ③他市町村での受給状況等の確認 ④申請の認定・消滅等の処理 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認) ④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理 | 事前 | 公金受取口座情報を利用することによる修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|----------------------|
| 令和5年1月26日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ⑥現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認) ⑦氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 ⑨未支払の児童手当等の請求の受理、事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑪官公署等に対する必要な資料の提供等の求め | ⑥現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認) ⑦氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 ⑨未支払の児童手当等の請求の受理、事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑪官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑫公金受取口座の活用 | 事前 | 公金受取口座情報を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー | 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー、中間サーバーコネクタ | 事前 | 公金受取口座情報を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項 | ・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条 | 事前 | 公金受取口座情報を利用することによる修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|---|
| 令和5年1月26日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 74、75の項 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第26、30、87、106の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条(第1号)、第44条(第 1号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第74、75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第40条(第1、2号) | 事前 | 公金受取口座情報を利用する ことによる修正 |
| 令和5年1月26日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和4年11月1日 時点 | 事前 | 公金受取口座情報を利用する ことによる修正 |
| 令和5年1月26日 | II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和4年11月1日 時点 | 事前 | 公金受取口座情報を利用する ことによる修正 |
| 令和5年3月1日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ③システムの名称 | 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー、中間サーバーコネクタ | 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー、中間サーバーコネクタ 電子申請システム | 事前 | 電子申請導入に伴う追加 |
| 令和5年12月13日 | IV リスク対策 8. 監査 実施の有無 内部監査 | 自己点検の実施のみ | 内部監査の実施を追加 | 事後 | 監査の実施状況を更新するも のであり、重要な変更には該当し ない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和5年12月13日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号) | ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号) | 事後 | 根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年12月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報提供の根拠) | ・番号法第19条第8号及び別表第2 第26, 30, 87, 106の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号)、第44条(第1号) | ・番号法第19条第8号及び別表第2 第26, 30, 87, 106の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号)、第44条(第1号) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条(第1号) | 事後 | 根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年12月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報照会の根拠) | ・番号法第19条第8号及び別表第2 第74, 75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1, 2号) | ・番号法第19条第8号及び別表第2 第74, 75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2(第1, 2, 3号) | 事後 | 根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更には該当しない。 |